

暗号資産交換業者および資金移動業者への
お振込みについて

昨今、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺や不正送金において、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座にお金を振り込ませる被害が多発しており、警察庁から対策の強化について要請を受けております。

これを踏まえ、当信用組合では、口座名義人とは異なる振込依頼人名に変更して、暗号資産交換業者および資金移動業者の口座へお振込みされる場合、お取引を制限させていただきます。

また、店頭で暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みの際は、お客様が詐欺被害等に遭われないよう、お振込みの理由など確認させていただく場合がございます。

お客様の大切な預金を守るため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

振込依頼人名変更の具体例

口座名義	振込可否	振込依頼人名
シンクミ タロウ	振込可	シンクミ タロウ
		123 シンクミ タロウ
	振込不可	カブト ノブコ

暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みは、詐欺に悪用される事例があります。本人名義宛でも十分にご注意ください。

【ご参考】

- ・警察庁 HP 暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>
- ・金融庁 HP 第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>
- ・金融庁 HP 法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>